

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

「各国相続税計算方法の違いと」

1. 各国の相続税計算方法

実は相続税がない国も多いのですが、相続税がある国でも、大きく分けて①遺産課税方式と②遺産取得課税方式という二つの課税方法があります。被相続人の遺産そのものに焦点をあてるか、各相続人等が引き継ぐ各遺産に焦点をあてるかの計算方法の違いです。

①遺産課税方式

この方式は、相続人の数や遺産分割の内容に関係なく、亡くなった人（被相続人）の遺産に焦点を当て、遺産そのものに課税するシンプルな方式です。

具体的計算方法としては、まず遺産全体に対して相続税を課し、課税した後の残った遺産を共同相続人で分割します。この方式ですと、相続人の間でどのような割合で遺産の分割を行っても、被相続の遺産に対して課税される相続税額が左右されるようなことはありません。この結果、「課税の公平」が保たれるといわれ、アメリカやイギリスでは、この方式を採用しています。

②遺産取得課税方式

この方式は、各相続人等が引き継ぐ遺産に焦点を当てた、相続によって財産を取得した相続人に対して課税する方式です。

具体的計算方法としては、まず遺産分割を行って、相続人ごとが実際に取得した財産に対して各相続人が相続税を支払います。相続税においては、超過累進税率が適用されるため、相続した財産の額が高ければ高いほど、相続税の額は高くなります。

つまり、たくさん財産をもらった人は税率の高い税金を支払う、少ない財産しかもらわなかった人は税率も低く「各相続人の公平」が保たれ、ドイツやフランスではこの方式を採用しています。

2. 日本の相続税計算方法

日本では、①遺産取得課税方式と②遺産課税方式を併用する方式である、③法定相続分課税方式を採用しています。

具体的計算方法としては、まず遺産分割が法定相続割合でなされたと仮定して相続税総額を計算します。その後、各相続人が実際に取得した財産に比例して、各相続人が相続税総額を按分して支払います。つまり、遺産分割の方法により相続総額の差が出ないようにしているわけです。